第７６号
2019年8月1日
発行

同推くん

発行・編集
海蔵地区人権･同和
教育推進協議会
広報部
事務局地区市民センター内
電話　３３３－８７７０

「２０１９年度の事業活動について」

会長　藤岡　満

海蔵地区住民の皆様におかれましては平素より海蔵地区人権・同和教育推進協議会の活動に深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。5月27日(月)に海蔵地区人権・同和教育推進協議会2019年度総会が開催され、本年度の体制案、事業実施計画案及び収支予算案が承認されました。本年度もどうかよろしくお願いします。

さて2016年に差別解消3法・「障害者差別解消法」・「ヘイトスピーチ対策法」・「部落差別解消推進法」が施行され3年目を迎えます。この3法は、国がこのような差別がある事を認めた上で、障害者差別解消法は健常者に向けて、ヘイトスピーチ対策法は日本人に向けて、部落差別解消推進法はすべての市民・国民を対象とした法律である事をこの3法から読み取れます。　言い換えれば差別は社会の問題であり、私たち一人ひとりの問題です。差別解消推進法3法については広報紙「同推くん」第69号、70号、71号に掲載しました。興味のある方は海蔵地区のホームページ「http://www.kaizotiku.org」の「地区定期刊行物」に「同推くん」のバックナンバーが格納されておりますので是非ご覧下さい。

それでは本年度の主な活動事業を紹介します

⑴地区懇談会

本年度は「暮らしの中の人権問題」をテーマに、阿倉川ブロック、三ツ谷ブロック、松ヶ丘・阿倉川新町ブロックで実施します。人権啓発ビデオ「人権のヒント（地域編）」を視聴して戴く予定です。そして参加者の声に耳を傾け、自分の感想や思いを語って下さい。きっと新しい発見があると思います。是非参加して下さい。なお「同推くん76号（本号）」発行時には阿倉川ブロックは終了しておりますのでご了承下さい。

7月19日(金)：阿倉川ブロック（海蔵地区市民センター中会議室）
8月23日(金)：三ツ谷ブロック（三ツ谷公会所）
9月13日(金)：松ヶ丘・阿倉川新町ブロック（阿倉川新町集会所）

⑵第28回人権を考える集い

今年は10月5日(土)に開催します。「インターネットと人権」をテーマに講演会を開催します。講師に伊勢市教育研究所の出口晃さんをお招きし、講演していただく予定です。

⑶機関紙「同推くん」の発行

広報紙「同推くん」の発行は4月、8月、12月の年3回発行します。4月は発行済みです。また皆様のご意見やご質問も是非取り上げたいと考えておりますので市民センター内海蔵地区地域団体事務局宛にお便りをお寄せ下さい。

時は過ぎ行く～　平成から令和へ

きれいに咲いていた海蔵川の桜も散り、青葉が輝く頃、改元が行われました。

平成は４月３０日に終わり、５月１日から新しい元号「令和」が始まりました。

新しい響き「令和」「れいわ」「ＲＥＩＷＡ」です。

平成時代と同じように耳に慣れ、書き慣れてゆく事でしょう。

私にとって令和はどんな時代になるのでしょうか？

思い起こせば、平成はあっという間に過ぎ去りましたが、非常に災害の多い時代でした。

東日本大震災を始めとする災害被害に遭われた方々を思うと胸が痛みます。

令和は災害のない時代であって欲しいと思います。

それと共に、人の心も良い方に流れ、差別、人権無視のない世の中になる様に祈ります。

（Ｏ）

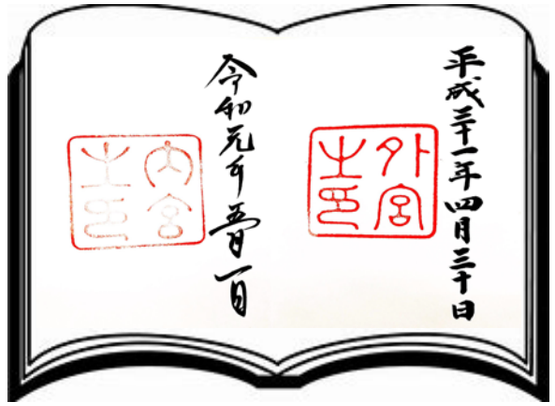

筆者が4月30日と5月1日に伊勢神宮から頂いた御朱印です。

始めまして

始めまして、令和元年から海蔵地区人権・同和教育 推進協議会に参画しました、佐藤と申します。　広報部の部長を担当いたしますのでよろしくお願いします。

以前は三ツ谷南区自治会で自治会長をしていましたが、橋本副会長からのお誘いがあり、参画いたしました。

人権に対してそれほど問題意識が高い方ではありませんが、ちょっと参画してもいいかな と言う軽い気持ちで参画しました。

「人権とは」と考えた時に、かなり以前の学生時代（昭和）に勉強した程度でその後は、自分自身の権利・義務など深く人権に対して考えることも無かったと思います。

改めて「人権とは」と考えたときにインターネットで検索してみると「人間が人として本来もっている権利」とあります。本来持っている権利？てなあに？といろいろ考えてしまいます。女性の人権・子どものいじめや虐待・高齢者・障害者・同和問題・外国人・インターネット・SNSなど人の権利を考えると多くの権利が存在します。

今後、本協議会の活動を通して、少しずつですが学習していきたいと考えています。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

（Ｓ）

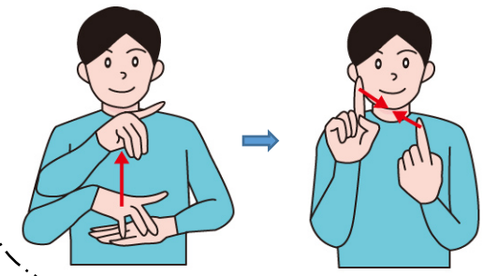

◎同推くんのバックナンバーは、「かいぞう地区」のホームページからご覧いただけます。
http://www. kaizotiku. org/

戦 争 慰 霊 碑 か ら 平 和 と 人 権 を 考 え る

～　令和元年　終戦の日を前に　～

二十世紀は「戦争の世紀」とも言われました。第一次世界大戦をはじめとする、幾多の大戦の教訓を経て、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」で始まる「世界人権宣言」が生まれたことは、よく知られています。

戦争は、人々のさまざまな権利を制約し、否定します。さらに、最も基本的な人権の一つである、生存する権利さえも脅かします。この意味で、「戦争は最大の人権侵害」であると言えます。

時代は、平成から令和に変わり、戦後74年が経過した今なお戦争の傷跡や苦しみを抱えている方々がいる一方、戦後生まれの世代が4分の3以上を占めるようになり、戦争の記憶が風化してしまうのではないかと危惧されています。

私たちが平和を考えるうえで、戦争の悲惨さと犠牲になった命の尊さを忘れてはなりません。歳月の経過とともに忘れ去られがちな戦争の体験と記憶を次代の人々に正しく伝え、平和の尊さを考えることが、あのような悲惨な過ちを二度と繰り返さないことにつながると考えます。

四日市市は、1945（昭和20）年6月18日から8月8日までの間、合計9回の空襲を受け、海軍燃料廠をはじめとする工場群の壊滅的被害と空襲による多くの人的（被災者49,198人、死者808人、負傷者1,733人）被害を被りました。

歳月を経るにしたがい、過去の戦争を思い出すには遠くなりつつあるかもしれませんが、忘れ去るには、まだ「過去」になってはいません。　戦争の記憶がまだ生々しかった時代、人びとは、慰霊碑にどのような思いを重ねてきたか知りたくて、海蔵地区内に在る「戦争慰霊碑」を訪ねてみましたが、結果判らず外観施設のみの紹介となりました。（ご存知の方が見えれば、ご教示をお願いします。）行き着くところ、恒久平和を謳った「日本国憲法」（前文）へと至った次第です。読者の皆様も、来る終戦の日を前に、平和と命の尊さについて思いを馳せてみては如何ですか？　（H）

（阿倉川地区　海蔵神社内）

日露戦役記念碑

表に「日露戦役記念碑　元帥侯爵大山巌書」の文字、裏に戦死者2柱、従軍者61柱が刻まれ、明治40（1907）年8月建立とあります。保管者は、下記の平和塔と同じく海蔵地区遺族会とのこと。

平和塔（海蔵地区祈念碑）

表に「慰霊」「海蔵地区戦没者」の文字、裏に「海蔵地区祈念碑」、「昭和38（1963）年1月四日市市長平田佐矩謹書」と刻まれています。　後ろの「平和塔」は、石柱の端が不自然に切断され、三本並べて配置されていますが、近くの方にお聞きしたところ、以前は鳥居として建立されていたが、1944（昭和19）年12月に起きたマグニチュード8.0の東南海地震で倒壊して保管されていたものを用いたと伺いました。この碑には、戦没者204柱、戦災死14柱が祀られています。

（三ツ谷地区　多度神社内）

招魂碑

表に「慰霊」、横に「昭和40（1965）年3月三重県知事田中覚」裏に戦没者57柱、戦災死3柱が刻まれています。保管者は、海蔵神社と同じく海蔵地区遺族会とあります。　なお、前面を飾る石灯籠は、刻まれている建立時期や目的から、碑とは別物のようです。

（野田地区　野田神社内）

平和之礎

表に「平和之礎」、裏に「大東亜戦争戦死者芳名録」と題し戦没者12柱の階級や戦死された年月日、場所まで刻まれています。　建立時期は、昭和55（1980）年10月。保管者は、海蔵地区野田親睦会とあります。

お断り：祀られている柱の内容や碑の保管者情報については、三重県遺族会のＨＰから転記しました。

日本国憲法　前文　　1946（昭和21）年11月3日 公布　　1947（昭和22）年5月3日 施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。　日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。